

議案第 29 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 31 日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。